



最低賃金の上げは、 業務改善助成金を活用して計画的に行うのがおすすめです！

毎年10月頃に徳島県最低賃金が改正されます。（今年度は10月6日に改正されます。）今後も上げが予想され、事業場は対応を求められることになります。

業務改善助成金は、事業場内最低賃金の上げを行う事業主が、生産性向上に資する設備投資などを行う場合に、その費用の一部を助成し、最低賃金引上げに伴う事業主の負担を軽減することを目的としています。

今後、何らかの設備投資（増設、買い替えなど）をお考えの場合は、最低賃金の上げと併せて、業務改善助成金を利用して計画的に行っていただくことをおすすめします。

最低賃金の上げに併せて
設備を購入（100万円）し、
業務改善助成金を利用して80万円受給

最低賃金の上げを行い、
設備を購入（100万円）

助成金を利用すると、設備投資にかかった費用の一部が助成金として支給されるので、負担が軽減されます。

最低賃金引上げ

設備購入費20万円
(100万円-80万円)

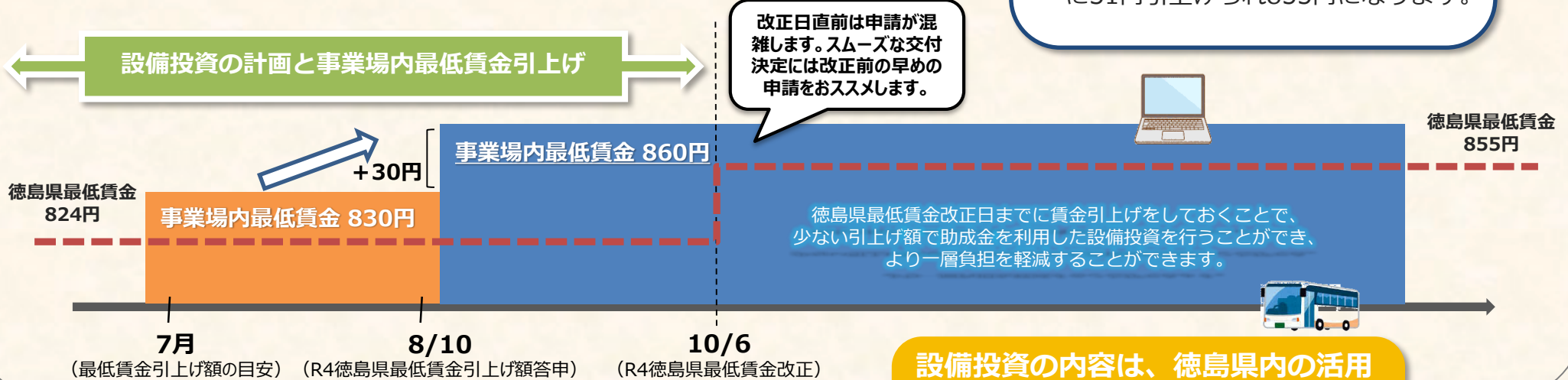
最低賃金引上げ

設備購入費
100万円

助成金を利用しない場合、設備投資にかかった費用が全額負担となります。

賃金引き上げ時期によって負担がこんなに違います！

徳島県最低賃金の改正前に賃金を引き上げ申請するケース



徳島県最低賃金の改正後に賃金を引き上げ申請するケース

